

## 帯広市の建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領

[平成6年12月1日制定]

### (趣旨)

第1条 この要領は、帯広市が発注する建設工事の請負契約に係る入札に参加する資格を有する業者（以下「有資格業者」という。）が違法又は反社会的行為等により指名業者として不適当と認められる場合において、帯広市が行う措置について定めるものとする。

### (指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表1及び別表2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、帯広市が発注する建設工事の入札に、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

### (下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められるものを除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は第2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 市長は、指名停止の期間中の有資格業者に対し、第4条第5項の規定により指名停止の期間の変更を行うときは、前3項の規定により指名停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第4条第5項の規定により指名停止の期間の変更をした有資格業者の変更後の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の期間の変更を行うものとする。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者に対し、第4条第6項の規定による指名停止の解除を行うときは、第1項から第3項までの規定により指名停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第4条第6項の規定による指名停止の解除を行った有資格業者と併せて指名停止の解除を行うものとする。

### (指名停止期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表各号の要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときは1.5倍）の期間とする。
  - (1) 別表1各号又は別表2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表1各号又は別表2各号の措置要件に該当することとなったとき。
  - (2) 別表2第1号から第2号まで又は第3号から第5号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第2号まで又は第3号から第5号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかであると認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。
- 7 指名停止の期間中の有資格業者が、新たに別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合の指名停止の期間は、新たに措置が必要となった事由に応じて定めた期間に、既に受けている指名停止の残期間に相当する期間を加えた期間とする。

#### （指名停止の通知）

- 第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、前条第5項により指名停止の期間を変更し、又は前条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ指名停止通知書（様式第1号）、指名停止期間変更通知書（様式第2号）又は指名停止解除通知書（様式第3号）により通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。
- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

#### （随意契約の相手方の制限）

- 第6条 所管の長（帯広市契約規則（昭和39年規則第22号）第2条に規定する所管の長をいう。以下同じ。）は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。
- 2 所管の長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第3号、第4号又は第5号に規定する場合は、指名停止の期間中の有資格業者を随意

契約の相手方とすることができる。

(下請等の禁止)

第7条 所管の長は、指名停止の期間中の有資格業者が市の建設工事の請負契約に係る工事を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止等の措置の決定等)

第9条 第2条第1項、第3条各項の規定による指名停止、第4条第5項の規定による指名停止の期間の変更、又は同条第6項の規定による指名停止の解除に係る決定は、建設工事等入札指名委員会の審議を経て市長がこれを行うものとする。

2 第2条第2項の規定による指名の取消し又は前条の規定による警告若しくは注意の喚起に係る決定は、総務部長又は委任を受けた者がこれを行う。

(指名停止の公表)

第10条 市長は、第2条第1項の規定による指名停止を行ったときは、当該有資格業者について次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 商号又は名称（個人にあつては、氏名）
- (2) 所在地（個人にあつては、住所）
- (3) 指名停止期間
- (4) 理由

(設計等有資格業者の指名停止等)

第11条 工事に係る設計、監理、地質調査及び測量業務有資格業者に対する指名停止等については、この要領を準用する。

(その他)

第12条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成6年12月1日から施行する。
- 2 帯広市の建設工事等の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（昭和63年4月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 入札参加排除又は指名停止の措置要件に該当する事由が、平成6年11月30日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の帯広市建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指名停止等の措置を決定する場合について適用し、施行日前に指名停止等の措置を決定した場合については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領の施行前において、改正前の措置要件に該当することにより指名停止を受けた有資格業者については、当該指名停止の期間が経過することとなる日までの間は、なお従前の例による。
- 3 改正後の要領の施行前において、改正前の措置要件に該当した有資格業者で、この要領の施行の日までにその措置の決定をしていないものについては、改正後の要領により取り扱うものとする。

別表1（第2条、第4条関係）

## 帯広市と締結した建設工事において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 帯広市の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 帯広市と締結した建設工事の請負契約に係る工事（以下この表において「帯広市発注工事」という。）の施工にあたり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>3 帯広市内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失による工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、帯広市発注工事の施工に当たり契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>5 帯広市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(工事関係者事故)</p> <p>7 帯広市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であった</p>	<p>当該認定をした日から</p>

め、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

2週間以上2ヶ月以内

別表2（第2条、第4条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が帯広市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）	12ヶ月以上24ヶ月以内
ロ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	9ヶ月以上18ヶ月以内
ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	6ヶ月以上12ヶ月以内
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	6ヶ月以上18ヶ月以内
ロ 一般役員等	4ヶ月以上12ヶ月以内
ハ 使用人	2ヶ月以上6ヶ月以内
3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	4ヶ月以上12ヶ月以内
ロ 一般役員等	2ヶ月以上6ヶ月以内
ハ 使用人	1ヶ月以上3ヶ月以内

<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 道内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>5 帯広市発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反した場合において、当該違反が特に悪質であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から4ヶ月以上18ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から9ヶ月以上18ヶ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、道内における談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>7 帯広市発注工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から4ヶ月以上24ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から9ヶ月以上24ヶ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>8 道内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>9 帯広市発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>10 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>11 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p>